

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 千葉 秀幸

### 1 日時

令和6年3月18日（月曜日）

午前10時0分開会、午後1時35分散会

（休憩 午前11時59分～午後1時0分）

### 2 場所

第1委員会室

### 3 出席委員

千葉秀幸委員長、はぎの幸弘副委員長、高橋はじめ委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、千葉伝委員、城内愛彦委員、村上秀紀委員、佐々木朋和委員、ハクセル美穂子委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

阿部担当書記、菊池担当書記、千葉併任書記、柳原併任書記、石川併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### (1) 政策企画部

小野政策企画部長、小野寺副部長兼首席調査監、加藤政策企画課総括課長

#### (2) 総務部

千葉総務部長、村上理事兼副部長兼総務室長、和田参事兼管財課総括課長、内城人事課総括課長、藤原職員育成課長、佐藤財政課総括課長、岩間特命参事兼調査担当課長、高橋行政経営推進課総括課長、今野税務課総括課長、藤村総務事務センター所長

#### (3) 復興防災部

佐藤復興防災部長、浅沼副部長、田端消防安全課総括課長、木村県民安全課長

#### (4) ふるさと振興部

熊谷ふるさと振興部長、菅原副部長兼ふるさと振興企画室長、中村参事兼市町村課総括課長、熱海地域振興室長、菊池国際室長、渡辺交通政策室長、藤原科学・情報政策室長、大内企画課長、千葉地域企画監兼ふるさと振興監、山本特命参事兼地域振興課長、中嶋地方路線対策監、藤島空港振興課長、山田地域交通課長、古川デジタル推進課長

#### (5) 人事委員会事務局

山村人事委員会事務局長、及川職員課総括課長

(6) 警察本部

天野警務部長、高橋警務部参事官兼県民課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第22号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

イ 議案第23号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

ウ 議案第25号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

エ 議案第26号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

オ 議案第42号 犯罪被害者等支援条例

カ 議案第68号 流域下水道事業の設置等に関する条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

キ 議案第84号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○千葉秀幸委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第22号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○千葉地域企画監兼ふるさと振興監 議案第22号の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)の9ページをごらん願います。内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。本条例は、平成12年に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正により、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することができることとされたことを受けて、同年に施行したものであります。

それでは、今回の改正条例案について御説明いたします。まず、1、改正の趣旨であります。医療に関する情報の報告の受理等に係る事務を新たに盛岡市が処理することとす

る等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容であります。一つ目は医療法に基づく医療に関する情報の報告の受理等に係る事務を新たに盛岡市が処理することとするものであります。

二つ目は、高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであります。

三つ目は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局に関する情報の報告の受理等に係る事務を新たに盛岡市が処理することとするものであります。

四つ目は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等に係る事務を新たに遠野市及び金ケ崎町が処理することとするものであります。

最後に、3、施行期日等ありますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。また、今回の改正に関し、所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○**千葉秀幸委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 医療に関する情報の報告の受理等に係る事務ですが、具体的には事例としてどういうものが今まであったのですか。

○**千葉地域企画監兼ふるさと振興監** 医療法の関係でございますけれども、病院と住民が医療機関の適切な選択ができることを目的として、医療機能に関する情報を都道府県知事に報告することとされております。これまで県独自のシステム、いわて医療ネットを通じまして、県に報告が上がってきていたのですけれども、令和6年4月1日以降につきましては、国が整備したシステムを活用することになっておりまして、今回これを盛岡市に移譲するものでございます。

○**千葉秀幸委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第23号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○古川デジタル推進課長 議案第 23 号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その 2）の 13 ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。まず、1、改正の趣旨及び 2 の条例案の内容でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正がございました。本条例で引用している同法の別表第 2 が削られ、引用すべき部分が法第 19 条第 8 号に規定されたことから、その整備を行うものでございます。

3、施行期日でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 25 号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○内城人事課総括課長 議案第 25 号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 16 ページをごらん願います。なお、説明は、便宜、配付しております条例案の概要により説明させていただきます。特殊勤務手当は、職員が危険、不快、不健康や困難な業務に従事した場合に支給する手当であり、その支給対象や手当額については、職員の業務の状況、国や他県の手当額との均衡等を踏まえながら、見直しを行っているところであります。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。防疫等作業手当の支給限度額を引き上げるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。1 の防疫等作業手当について、感染症等の患者の救護や、感染症等の病原体に汚染された物件の処理作業、感染症等の病原体を有する家畜に対する防疫作業のうち、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める

ものに従事した場合に支給する際の支給限度額の加算規定を設けることとし、その加算額は作業1日につき、人事委員会の定める本手当の額に100分の100の範囲内で人事委員会の定める割合を乗じて得た額としようとするものであります。

(2)の社会福祉業務手当については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

(3)の精神保健福祉業務手当につきましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 防疫作業手当として、これまで1日380円の作業手当に今回さらにプラスする、その中身は心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものということです。この心身に著しい負担を与えるとは、具体的に想定されるものはどういうものかお聞きしたい。

○内城人事課総括課長 まず、手当の額でございますけれども、現在は290円で、加算の措置がなかった状況でございます。これに今回加算の措置を加えるとともに、条例にはございませんが、そのベースの手当額も380円に上げようというものであります。

千葉伝委員からお話のありました加算の対象となる具体的な作業でございますけれども、今後人事委員会規則に委任することではあります。作業の困難性や危険性を踏まえて、牛、豚の屠殺作業を想定しているところでございます。

○城内愛彦委員 特殊勤務手当は、ほかにどういうものがあるのかお伺いしたいと思います。

○内城人事課総括課長 例えば屠畜検査に関する手当や社会福祉業務手当など、さまざま勤務の特殊性に応じて、また他県の状況等も踏まえて設定をしているところでございます。

○城内愛彦委員 今後その特殊勤務手当の考え方は、多分変わっていくと思うのですが、手順といいますか、今回こういうものを出してくる際に、もう少しセットで特殊勤務手当の考え方として変更があってもよかったですのではないかと思います。その辺の考え方はどのようになっているのかお伺いします。

○内城人事課総括課長 特殊勤務手当につきましては、他の畜産主要県の防疫等作業手当の状況等を見た場合に、加算措置等が行われているところが多く、本県はそれがなかったというところがございます。近年鳥インフルエンザや豚熱といった事案が多くなってきて、実際その作業に従事する機会もふえており、手当の加算、増額の必要性があるということで、他県の状況も踏まえて、今回改正を提案させていただいたものでございます。

そのほかの特殊勤務手当につきましても、基本的には同様の考え方で、他県との均衡や業務の状況も見ながら、必要性を判断しているところでございます。

○**城内愛彦委員** 鳥インフルエンザの話が出ましたけれども、発生した場合、地域の建設業の方々と連携することがありますが、その際の建設業に対する支払いもこの考え方に準じて行うのか、契約で済ましてしまうのか、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○**内城人事課総括課長** 今般の条例は、あくまでも職員に対する手当であります。城内愛彦委員が御指摘のように、実際に作業の中で民間の方々にお願いする場面はあろうかと思いますが、それは基本的には委託契約の中で適切な額について決められていると考えています。

○**城内愛彦委員** 適切な額の中に、今回の考え方が反映されているのかをお伺いしたかったのです。

○**佐藤復興防災部長** 建設業の関係については協定を既に結んでおり、それぞれの適切な単価や、事例をもとに実際に支払うことになっていると承知しております。

○**千葉秀幸委員長** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第26号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**内城人事課総括課長** 議案第26号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案（その2）の18ページをごらんください。説明に当たりましては、便宜、配付しております条例案の概要により説明させていただきます。まず、1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。国立大学法人法の一部改正により、本条例で引用している条項に移動が生じたため、その整備を行うものであります。

3の施行期日についてであります。この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**千葉秀幸委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第42号犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○木村県民安全課長 議案第42号犯罪被害者等支援条例案について御説明いたします。

議案（その2）の58ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1の制定の趣旨であります。点線箱囲みに記載のとおり、誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者になり得る可能性がある中、本県では平成19年4月に岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を施行し、安全で安心なまちづくりや犯罪被害者等の支援に取り組むこととしたほか、岩手県犯罪被害者等支援指針を策定し、支援の基本的な考え方や施策の方向性等を示して、取り組みを推進してきたところです。

しかしながら、近年インターネットによる誹謗中傷等の二次被害への対応や中長期的な支援など、犯罪被害者やその家族に対するさらなる支援の充実が求められていることから、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな条例を制定するものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。①、第1条は条例の目的について定めるものであります。この条例は、犯罪被害者等支援に関し基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の推進に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利、利益の保護を図ることを目的とするものであります。

②、第2条は、定義について定めるものであります。

次のページに参りまして、③、第3条は基本理念について定めるものであります。犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するという認識のもとで行われること、犯罪被害者等の個々の事情に応じて適切に支援するとともに、支援を行う者がその支援により二次被害を生じさせることがないように十分配慮すること、国、県、市町村が中心となり、支えていく公助を基本とし、必要な支援が途切れることなく提供されること、関係機関、団体が相互に連携し、協力することにより行われることを規定しております。

(4)、第4条は、県の責務について定めるものであり、関係機関等と連携を図り犯罪被害者等支援に関する総合的な施策を策定し、実施することを、(5)、第5条では県民の役割について、犯罪被害者等支援の必要性等について理解を深めること、二次被害を生じさせることがないように配慮すること、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めることを規定するものであります。

(6)、第6条は、犯罪被害者等支援に関する計画について定めるものであり、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向、実施すべき支援に関する具体的な施策、その他必要な事項を定める計画を策定することを規定するとともに、計画策定に当たっては県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるほか、新たに設置する審議会意見を聞くことを規定するものであります。

(7)、第7条は、市町村に対する支援について、(8)、第8条は民間支援団体に対する支援について定めるものであり、犯罪被害者等支援の主体となる市町村及び民間支援団体に対し、県から必要な情報の提供、助言、その他の支援を行うことを規定するものであります。

次のページに参りまして、(9)、第9条は施策の実施状況の公表について定めるものであり、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表することを規定するものであります。

(10)、第10条は、財政上の措置について定めるものであり、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定するものであります。

(11)、第11条から第17条は、岩手県犯罪被害者等支援審議会の設置等について定めるものであり、犯罪被害者等支援に関する施策の推進に関し、調査、審議するため、岩手県犯罪被害者等支援審議会を設置すること及び審議会の運営に関し必要な事項を規定するものであります。

最後に、3の施行期日等ではありますが、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。また、本条例の制定を踏まえ、現在、犯罪被害者等に対する支援について定める岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例第15条を削る一部改正を行うこととし、今後はこの新たな条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を推進しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 犯罪被害者等支援条例を新たに制定するということですが、この制定に当たっては、国からの指示があるのか、あるいは他県ではもう既に制定しているのか、お聞きしたいと思います。

○木村県民安全課長 まずもって、この犯罪被害者等支援の特化条例を制定しているのが



全国では 45 都道府県になっております。岩手県と鳥取県が特化条例を制定していない状況になっており、国からは警察庁などから、特化条例の制定について助言等はいただいております。本県では先ほどの御説明のとおり、犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づいて被害者支援を行ってきたところがございますが、近年の社会情勢の変化等を踏まえまして、支援のあり方検討会議などを設置して、有識者の方々からの意見を踏まえて、この条例の必要性を整理して、今回提案したところであります。

○千葉伝委員 今まで制定していない県が二つという中で、遅まきながらも、犯罪被害者を支援するということからすれば、趣旨はしっかりとやっていく中身だと思います。

平成 19 年に、岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例は制定しており、その中にも犯罪被害者支援の分が入っていたわけですが、今度この条例ができれば、今までの犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を改正するということですか。その辺の整合性はどうか。

○木村県民安全課長 千葉伝委員からお話がありましたとおり、これまでは犯罪のない安全で安心なまちづくり条例第 15 条に犯罪被害者等に対する支援を規定してきたところでありますが、この条例は自助や共助を基本としておりまして、みんなで自主的な活動をして、犯罪のない社会をつくりましょう、その中で、犯罪被害者が出た場合には支援しましょうという条例でございました。それに対して、誰もが犯罪被害に巻き込まれる可能性がある中で、犯罪被害者等の支援を積極的に推進する、そして公助で優先して支援するという考えから、理念を異なるものとして、今回新たな条例を制定して推進しようとするものであります。

○千葉伝委員 本条例が制定される際には、これまでの支援者部分を削る作業は、これから出てくるということで、これまでの条例を改正する手続を踏むのでしょうか。その辺のやり方はどうですか。

○木村県民安全課長 改めて御説明させていただきますと、この条例をつくる際に、条例を一部改正するか、新たな条例を策定するかというところがございます。今回検討しました結果、条例のそもそもの目的が違うことから、安全安心まちづくり条例を一部改正するのではなくて、新たに犯罪被害者等支援に特化した条例をつくり、支援についてさらに充実させることとしました。県として率先して取り組むことを明らかにするために別の条例として制定する、あわせて安全安心まちづくり条例の第 15 条、犯罪被害者等に対する支援という条文を削って、その取り組みについては全て新たな条例で取り組むことにしております。

○千葉伝委員 その改正の部分がどうなるか、いつになるか。

○木村県民安全課長 改正する手続は、この条例案で一括して行います。

○千葉伝委員 いずれにしても今度の条例が犯罪被害者支援に特化した条例でしっかりと対応していくということですね。理解しました。

○岩渕誠委員 私は、この条例については、大変意義深いものだと評価をしております。

犯罪をめぐる人権救済からいうと、どちらかという犯罪を犯したほうの人権救済が運用的にはなされてきました。三十年ほど前まで容疑者という呼称はありませんでした。呼び捨てでした。それが人権意識が上がって、容疑者呼称になったのは私が事件記者をやっているころですから、もう三十数年前で、非常に議論があったのですが、一方で犯罪被害者の人権は専ら周囲の良心に委ねられるところからスタートして、犯罪被害給付制度など、おくれさせながら拡充してきて今に至るという流れだと思います。そういった中での条例の制定の意義を大いに評価をする立場から質問します。

まず、犯罪被害者の救済の現状についてお尋ねをいたしますが、犯罪被害者の救済対策という、経済的なもの、心理的なもの、犯罪被害者の時間的な負担、二次被害と、大体大きく四つぐらいに分かれるかと思います。現状で法的に対応しているのは、経済的な部分で、死亡、重傷、障がいに対して給付金制度があるわけですが、県内において、犯罪被害者に対する経済的な負担軽減はどの程度でしょうか。

○木村県民安全課長 岩淵誠委員からお話がありましたとおり、経済的支援につきましては、国の犯罪被害給付制度でございますが、犯罪に遭われた方、亡くなった方に対する遺族給付金、けが、病気等を負った場合の重傷病給付金、後遺症が残った場合の給付金がございます。国の制度であり、警察で申請を受けて裁決してやっております。

そのほかに医療費等の公費負担制度がございます。犯罪被害者が被害に遭った場合に病院にかかる経費や性犯罪、性暴力の被害者に対する公費負担制度について警察と消防安全課で対応しており、それぞれ実績がございます。

○岩淵誠委員 詳細を教えてください。

○天野警務部長 県内における犯罪被害給付金の支給状況でございますけれども、岩手県公安委員会による裁定でございますが、令和5年度は令和6年2月末現在で5件、1,564万5,216円を給付している状況であります。

○岩淵誠委員 犯罪に遭ってちゃんと警察からその説明を受けないと、一般には認知をされていない制度であります。

少し昔話をすると、多分平成2年に久慈市である男性が暴力団員から暴行を受け、海に突き落とされて亡くなって、警察はたしか殺人の容疑で逮捕したと思いますけれども、最終的に暴行になりました。これは大変警察の幹部もじくじたる思いをしたのがあって、これでは納得できないと遺族が民事裁判を起こして、最終的に傷害致死までの認定を行ったということがありました。あのときは結構な額の部分がありましたけれども、遺族もそこまで金額の部分は望んでいなかったと思います。多分支払いはしなかったと思いますが。いずれそういう思いを持ってやっているということで、そういう時代とは違って、法的には一応できているということでございますが、周知の部分では問題があるとまだ思っております。

一方で、心理的なケアについては、現状どのようにされているのか、お示しをいただければと思います。

○木村県民安全課長 心理的なケアについてであります、主に相談支援の対応となっております。いわて被害者支援センターによる相談対応で、医療機関や裁判所等への付き添い支援なども行っているところもございますし、県におきましては犯罪被害者等支援総合案内窓口を設置しまして相談支援を行っているほか、県内全市町村に総合的対応窓口を設置しまして、相談対応で、まず被害者に対する相談支援を行っているところでございます。

○岩淵誠委員 実際には、警察の御担当の方が被害者に対して寄り添いをしっかりやっていらっしゃると承知しております。

新しい条例の中では、そういったところをしっかりと、さらにやっていくのだと載っています。少し具体的話に入りますが、民間支援団体等への情報のやり取りが条文上載っておりますけれども、この想定する民間支援団体はどこですか。

○木村県民安全課長 民間支援団体として想定しておりますのは、いわて被害者支援センターは犯罪被害者等早期援助団体に指定されておまして、被害者に寄り添った支援、相談支援を含めて行っているところでございます。ここを念頭に置いておりますが、それ以外にも民間団体、NPOを含めまして、さまざまな支援を行っている団体がございます。直接的に犯罪被害者の支援にかかわらないとしても、取り組んでいる内容が被害者の生活の再建につながるような活動しているところを支援団体として捉えているところであります。

○岩淵誠委員 犯罪被害者の支援センター等については、警察のOB等が行っていますが、犯罪被害者の情報は非常にセンシティブなものでありますから、その取り扱いには十分に留意をされるような細則であったり、規則であったり、取り決めであったりは条例の下にきちんと置いて運用をすべきだと思いますが、どの程度今のところ想定していますか。

○田端消防安全課総括課長 条例の下に置く規則等が必要ではないかということでございますが、規則等で規定するか、あるいは条例の中で支援計画を策定するとなっており、その中でやっていく、あるいは犯罪被害者の支援窓口、支援センターにつきましては形式上、委託契約という格好をとっております。そういった中で整理していくか、検討中ではございますけれども、いずれ内容の整理をしていくことにしております。

○岩淵誠委員 第8条関係で、民間支援団体が犯罪被害者等支援を行うため必要な情報の提供、助言その他の支援を行うことにしているわけですから、情報の取り扱いについてはきちんと明文化をして、取り決めをしてやらないと、これはさらに二次被害を生むと。それは、疑念を持っているということではなくて、やはり制度上担保しなければならないと思いますが、もう一度、お願いします。

○田端消防安全課総括課長 おっしゃるとおりでございます。少し答弁のところですれ違いがあったようでございまして、情報保護ということだと思います。いわて被害者支援センターにつきましては、岩淵誠委員も御承知のとおり、しっかりとやっているところでございますが、そのほかのNPOや認定されていない団体等につきましては、個人情報関係等々ございますので、その辺は規則なり内規なりという格好できっちりと整理して個人

情報の保護、二次被害の防止には十分留意してまいりたいと考えております。

**○岩渕誠委員** この条例の今日的課題の大きなもので言うと、いわゆるインターネットによる誹謗中傷等の二次被害の対応があります。いわゆるデジタルタトゥーというものです。現状だと、被害者の弁護士等がこういったことについては対応しますと、最近ではやっているわけですが、条例において、いわゆるデジタルタトゥーについて対策を取ることがあると思いますけれども、何か今想定しているものがありますか。

**○木村県民安全課長** まさに今インターネット等による誹謗中傷、デジタル化の影響が大きくなってきております。主に二次被害を受けた方々への支援ということで、今お話がありましたとおり、弁護士への相談や、インターネットをどうやって削除するかというさまざまな情報提供、助言、支援を丁寧にしていきながら、どこまで事件性があるのか、犯罪として扱うのか、弁護士や相談員への相談を受けて何とか対応できるのか、これからさまざまなケースを想定しながら、具体的な手続をつくっていきたいと思っているところであります。なかなか現状は厳しいところがございますので、しっかりとさまざまな専門家、有識者の方の意見、弁護士の意見を聞きながら、支援計画を策定していきたいと考えております。

**○岩渕誠委員** 人のうわさも 75 日と言ったのは昔の話でありまして、今半永久的に残ってしまう。それが正しいこと、正しくないことであっても出てくる。それがネットで拡散をされるとなると、大本を止めても広がっていく。その拡散をしたところでどういう部分になるかという、今民事の対応になっています。時々国会議員がいいねを押して、敗訴したといったニュースがありますけれども、そのところは特に制度的な研究が必要になってくるのだらうと思います。いわゆる刑法の中で、名誉毀損に当たるかどうかはかなりハードルの高いところで、警察がどれぐらい立件をしようとしても、裁判の有罪率を考えれば検察でストップされる。ほかのケースもたくさんありますけれども、多分今はそういう段階で、かなり警察当局も苦勞しているのだらうと思います。そうなると、条例の中でどれぐらいの取り組みをしてやっていくのか、一方で刑法の中でどういう取り組みができるのか、これは二本柱で走らせないと大変厳しい状況になるかと思うのですが、見解をお示してください。

**○木村県民安全課長** まさに岩渕誠委員の御指摘のとおりだと認識しております。いずれ走りながら、具体的にケース・バイ・ケースというところもあると思います。そういった国等の動きも含めながら、しっかりと走りながらというのはまさにそのとおりになるかもしれませんが、対応していきたいと思っております。

**○岩渕誠委員** 日本における名誉棄損は、非常に法律上の位置づけが低い。損害賠償請求を仮にしたとして、本当に取れるものは微々たるものです。アメリカなどだったら、何億、何十億と、それこそ破産するような話ですけれども、国内においての名誉毀損は実際の判例を見ても、非常に軽い。それから立件をするときの苦勞の割に非常に厳しい、相当なことをやらないと有罪にならないという厳しい関係もあるわけでありまして。

したがいまして、やり得と言ったらなんですけれども、そういったところがあることについては、厳しく対応していかないといけないと思いますので、今後さらに研究を進めるとともに、その防止についてお願いをしたいと思いますが、これは所管ではありませんけれども、警察当局に聞いて終わります。

○**天野警務部長** SNSを含むインターネットを利用した犯罪被害者等に対する誹謗中傷への対応につきましては、インターネットの書き込み内容が犯罪被害者等への外部的名誉の低下や社会的信用の失墜、危害を加える内容である場合には、名誉毀損等の犯罪を構成する可能性もございますことから、犯罪被害者等の相手方に対する処罰意思を確認の上、事件化を含め適正に対応することといたしております。

また、事件化に至らない場合は、岩手県犯罪被害者等支援指針に基づきまして、犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう関係部局で連携をするとともに、プロバイダーへの削除要請の方法などを教示するなどしております。さらに、誹謗中傷を行わない社会をつくる取り組みといたしまして、中学、高校生等を対象にいのちの尊さ、大切さ教室を開催しております、参加者に無責任なうわさ話でも二次被害になり得ることを伝える啓発活動をしているところでございます。

○**佐々木朋和委員** ただいまの質疑の中で、現状行っている取り組みについて答弁がございましたが、この条例が4月1日からの施行でございます。令和6年度の取り組みなのですが、予算を見ますと犯罪のない安全・安心まちづくり推進事業費、令和5年度140万円が270万円で、一部新規となっております。恐らくこういった部分に、そのような取り組みが含まれているのだらうとは思いますが、具体的な取り組みについて伺いたいと思います。

○**木村県民安全課長** 条例の制定に合わせまして、令和6年度に行う取り組みでございます。令和6年度につきましては、新たに審議会を設置しまして具体的な支援施策の検討、新たに策定する犯罪被害者等支援計画案の審議を行うこととしております。

また、総合的な支援体制及び連携強化を図るため、市町村、関係機関、団体との連携会議を開催しまして、顔の見える連携、協力体制を構築することとしております。また、支援にかかわる人材育成に係る研修、これは市町村及び民間支援団体の担当者を対象とした研修会を予定しておりますし、さらに条例の説明会を県内複数箇所で行いまして、この条例に対する理解、それから犯罪被害者の方の講演などをして、犯罪被害者に対する理解を促進することを予定しております。

○**佐々木朋和委員** 第9条では、施策の実施状況を公表すると書いておりますけれども、この策定する計画は、令和6年度中の完成を見るものなのかをお聞かせをいただいた上で、KPIのような指標も用いたりするのか、その辺の計画の具体的なところを教えてくださいたいと思います。

○**木村県民安全課長** 計画につきましては、令和6年中に策定する予定としております。KPIになるのかどうかわかりませんが、今までの指針では目標、期間といったも

のがございませんでした。新たな計画では、いつまでにやるという計画期間、それから何をやるか、K P Iになるのか、具体的な目標になるのか、そういったものを策定しまして、県だけではなくて市町村、民間支援団体、警察等を含めた、それぞれの主体が取り組む内容について一体的に推進するような計画をつくっていきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 そのような取り組みを通じて、施策が、あるいは実施状況が見える化するということでしょうか、期待させていただきたいと思います。

また、冒頭、今こういった条例ができていないのは2県だけだという話もありました。これから計画ができて、施策も財政上の措置の文言も載っておりますので、充実してくるだろうと思いますが、他県において実施をされていて、まだ本県で取り組まれていないもの等、代表的なものがあれば御紹介いただければと思います。

○木村県民安全課長 他県で取り組んでいるものでございますけれども、主に経済的負担の軽減を図るよう重点的に取り組んでいるところがございます。見舞金を出す見舞金制度や被害に遭われた方の転居費用、刑事裁判の傍聴に要する旅費を支給したり、二次被害を受けた際の弁護士費用の助成を行っている事例がありまして、そういったものも参考にしながら、検討していきたいと考えております。

○城内愛彦委員 佐々木朋和委員のお話にも出ましたけれども、私は1点だけお伺いしたいと思います。

第9条関係の犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表するとありますが、例えば件数や金額を公表するのか、もちろん犯罪被害者に関する情報が公表になるとは思いませんけれども、その辺の具体のものはどのように準備をされているのかをお伺いしたいと思います。

○木村県民安全課長 この施策の実施状況の公表につきましては、県民に対しましてこういった支援をしているのか理解を深めていただくことも想定しております。公表に当たっては、城内愛彦委員御指摘のとおり、個人が特定される内容は当然留意する必要がありますので、具体的に金額というよりは、こういったことに取り組んだかという取り組み内容を中心に、かつ具体的に、例えば研修をどういう人たちを対象に何回やったとか、K P Iになるのか、目標値になるのか、その達成状況をできるだけ丁寧に説明して、県民の方々に取り組み内容を理解していただくようにしていきたいと考えております。

○千葉秀幸委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 68 号流域下水道事業の設置等に関する条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○内城人事課総括課長 議案第 68 号流域下水道事業の設置等に関する条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 135 ページをごらんください。説明に当たりましては、便宜、配付しております条例案の概要により説明させていただきます。1 の改正の趣旨及び 2 の条例案の内容であります。地方自治法等の一部改正に伴い、新たに指定公金事務取扱者等に係る規定が追加されたことにより、関係する条例で引用する条項に移動が生じたことから、所要の整備をしようとするものであります。

3 の施行期日でありますが、令和 6 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 84 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋行政経営推進課総括課長 議案第 84 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 168 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、配付しております包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてにより説明をさせていただきます。

まず、1、提案の趣旨であります。令和 6 年度の包括外部監査契約の締結に際し、地

方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2、契約内容であります。契約期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までであり、契約金額及び支払い方法は 1,212 万 5,000 円を上限とし、監査の結果に関する報告の提出を受けた後に実績に応じて支払うものであります。ただし、必要があると認めるときは概算払いをするものとし、監査費用の額の確定後に精算するものでございます。

(3)の契約の相手方は、公認会計士の加藤聡氏でございます。加藤氏は、令和 4 年度に公募、選定をしまして、令和 5 年度、今年度の包括外部監査契約の相手方として議決をいただき契約を締結したものでございまして、その幅広い知見等に基づき、有意義な監査を実施しているものであることから、引き続き契約を締結しようとするものでございます。なお、加藤氏の履歴につきましては、次のページをごらんいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 契約金額は上限額としましてありますけれども、これまで満額お支払いしているのか、また、審査の内容は、どれだけのボリュームでお仕事をしていただいているのか、その辺をお伺いしたい。

○高橋行政経営推進課総括課長 実績額でございますが、今年度につきましてこの上限の 1,212 万 5,000 円を実際、精算した上で支払っております。この金額の中には、基本費用と、監査人、さらにこの方は 7 名の公認会計士を補助者としてつけておりますので、その執務日数に応じた執務費用、交通費が含まれております。今回企業局を監査していただきましたが、綿密に打合せとして来ていただきまして、そういった執務日数に応じた費用ということで精算しております。

○城内愛彦委員 これまでの実績として、上限をずっと支払ってききましたか。以前はもう少し安かったときもあったようではございますけれども、その辺はどうなのですか。

○高橋行政経営推進課総括課長 令和 3 年度以降、上限額と同額で精算をしております。

○高橋はじめ委員 外部監査が取り組むテーマについてですが、これまでかなりの年、外部監査をお願いして、いろいろなテーマを設けて行って来たと思っておりますけれども、これから先どういうところに視点を当てて監査を受けるのか。また、県の監査機関がありますが、うちの県の監査としてはここは監査委員で、これから先は外部監査でこの辺は掘り下げてやってもらいたい、といった連携はどういう協議をしているのか、お伺いしたい。

○高橋行政経営推進課総括課長 テーマにつきましては、高橋はじめ委員がおっしゃっており、監査委員と意見交換した上で、決めることになっております。基本的に随時行っております監査委員監査を補完するものとして、包括外部監査を専門的、独立的な立場から行っていただくことになっておりますので、これまでさまざまな分野、テーマで監査をしてきておりますけれども、今年度につきましては企業局ということで、いわゆる企業会計の部分について、なかなか監査委員でも見るのが難しいところを補完する形で行って



ただいたところございます。来年度以降のテーマにつきましては、今後監査人が監査委員と協議して決めることになっており、引き続き監査委員と意見交換しながら、決めていくものと考えております。

○高橋はじめ委員 いろいろなテーマを取り上げてきて、一巡しているのか、一巡していないのか、その辺はよくわからないのですけれども、県も、出先も、市町村等も含めて、自治体の人口が減少し、運営が非常に大変な時期をこれから迎えるので、その辺のところ無駄を排すというか、今まで切り込みができない辺りをきちんと監査して、新たな財政の削減や新たなところに振り向けていくことも、これから大なたを振ってやっていかなければならない、そういう時期が今来ているのではないかと思っております。ぜひ広範に視野を広げていただいて、一度監査をやったとしても、もう一度ここはやらなければならないというところもテーマとして出てくると思いますので、その辺りをしっかりと意見交換して進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○はぎの幸弘委員 必要があると認めるときに、概算払いを認めるということですが、これまでに実績はあるのでしょうか。

○高橋行政経営推進課総括課長 契約者、監査人で必要な場合に協議をしていただいて、必要と認める場合に概算払いになると思いますけれども、今年度及び昨年度につきましては、申し入れがなかったということで、一度の精算での支払いとなっております。

○はぎの幸弘委員 令和4年度に公募してこの方になりましたが、それ以前も実績はないという理解でよろしいですか。

○高橋行政経営推進課総括課長 手元に詳細な内容を持ち合わせておりませんが、平成11年から行っている制度ですので、そういうこともあるかもしれません。

○はぎの幸弘委員 このようにうたっている以上は、やはり想定しておかないといけないのではないかと思うのですけれども、必要があると認めるときは、具体的にどうことが想定されると準備しておりますか。

○高橋行政経営推進課総括課長 監査人から、交通費や監査の費用に充てるといったことで、先に概算払いをしてほしいという申し出があった場合には、審査して払うことになっておりますので、そういったところを想定して準備をしているものでございます。

○はぎの幸弘委員 どなたが審査するのか、1人で判断するのか、判断する人が決まっているのか確認します。

○高橋行政経営推進課総括課長 審査につきましては、担当課、当課において確認をするとともに、支払い上の審査になりますので、総務室、出納といった、通常の審査機関を経て審査することになると思います。

○はぎの幸弘委員 繰り返しになるかもしれませんが、こういうふううたっていて、ないだろうとは思いつつも、やはり出てきたときにきちんとある程度の水準を決めておかないと前例になってしまうと思います。それが認められるとすれば今後なし崩しに前払いという形になっていく可能性もあると思いますから、ほぼほぼないだろうといいながらも、

やはりある程度そういった部分をしっかりと想定して準備をしておく必要があると思うのですけれども、その辺についての御見解を伺って終わります。

○高橋行政経営推進課総括課長 ないだろうということで準備していないわけではなくて、あることも当然想定して準備をしておりますので、そこは監査人からの申し出に応じて対応していきたいと思います。

○千葉秀幸委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○千葉総務部長 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分について、資料により御説明をさせていただきます。

令和6年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案が今国会に提出されており、2月定例会終了後、年度内の公布が見込まれております。これに伴う岩手県県税条例の改正内容は、不動産取得税について住宅等の取得に対する不動産取得税の税率の特例措置の期間を延長することであります。改正法につきましては、令和6年4月1日から施行される予定とされており、早急に条例改正を要しますことから、国会において年度末までに成立した法律の内容に応じ、会期終了後に地方自治法第179条の規定に基づき専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○和田参事兼管財課総括課長 県庁舎のあり方の検討状況について、資料により説明させていただきます。

昨年の9月定例会では、耐震診断結果から早期に耐震改修が必要であること、今後30年程度継続使用が可能であることを御報告したところでございます。現在、中長期的な視点での県庁舎のあるべき姿を整理の上、専門家の知見も得ながら、改修、建てかえの判断に向けたあり方の取りまとめを行っており、その検討状況を御報告いたします。

1ページをごらん願います。2、有識者懇談会の開催ですが、県庁舎のあり方の取りまとめに当たっては、建築、都市計画、公共政策等の専門分野の有識者を構成員とする懇

談会を開催しており、これまで昨年12月と今月13日の2回の会議において御意見をいただいているところでございます。

2ページをごらん願います。3、懇談会での主な意見ですが、第1回の懇談会は建築基準法等の現行法令上の基準に適合していない既存不適格は早期に解消する。東日本大震災津波の発災時には災害対策本部を設けたが、災害時の司令塔として防災拠点の機能は確保する。ペーパーレス化などの業務の見直しも踏まえ、機能や執務面積は精査が必要。人口減少も踏まえ、一団地に行政機関を集中させることは合理的ではない。建てかえ後の修繕や設備の改修等により、どれくらいの期間、使用継続していくか、ライフサイクルの目安が必要などの意見がありました。また第2回の懇談会では県庁舎が果たすべき役割やあるべき姿として、今後数十年先を見据え、どのような方向性で進んでいくかの整理が重要。機能的、効率的な庁舎では、職員の働き方の見直しだけでなく、その先の行政サービスの質向上を目指す視点も必要では。1棟で建築した場合、一遍に老朽化してしまうことにもなるので、2棟に分けて建築、改修することも視野に入れてはどうかなどの御意見をいただいているところです。

3ページをごらん願います。4、懇談会等を踏まえた検討状況ですが、詳細は次ページ以降で御説明いたします。

4ページをごらん願います。懇談会での御意見を伺いながら、今後あり方報告書を取りまとめていきますが、報告書に記載する項目を骨子案として整理しています。第1章では、県庁舎の現状と課題、第2章では県庁舎のあるべき姿を整理しますが、内容については後ほど資料1-2で御説明いたします。

第3章では、県庁舎のあるべき姿を踏まえ、改修と建てかえの比較検討を行います。なお、今回新たに移転建てかえのパターンを作成しましたので、後ほど資料2で御説明します。

第4章では、整備財源の確保や中長期的な整備収支のシミュレーションを行っていきます。

第5章及び第6章は、第4章までの検討内容を踏まえ、整備の方向性や今後のスケジュールを取りまとめていきます。

5ページをごらん願います。資料1-2は、報告書の骨子案の1、第1章の現状と課題から第2章のあるべき姿までをまとめたものです。1、県庁舎の現状では、県庁舎に勤務する職員数の推移や、駐車場の年間利用状況を整理しております。

6ページをごらん願います。2、県庁舎の課題ですが、耐震診断結果から現行の耐震基準を満たしていないとされたため、早期の耐震改修が必要と思います。右下の既存不適格ですが、現在の県庁舎は、建築基準法などの現行の法令上の基準を満たしていない設備が多くあります。

7ページをごらん願います。県庁舎の既存不適格を一覧にしたものですが、これらは可能な限り早期に解消に努めていく必要がございます。

3、老朽化の課題ですが、設備の老朽化により、一次エネルギー消費量は現行基準値の1.8倍で現行の省エネ法に適合していないことから、これらの対応も必要となります。

4、執務環境の概要ですが、令和2年度の執務環境等調査では現庁舎の面積が約3万7,000平米であるのに対し必要面積は8万1,000平米であり、執務室や会議室のスペースが不足している状況でございます。

8ページをごらん願います。県庁舎のあるべき姿を整理する上で、考慮すべき事項をまとめております。まず、1、施設の老朽化の状況ですが、公共施設は今後大量に更新の時期を迎え、令和3年度からの30年間の経費見込みは6,050億円と多額となっております。

3、施設規模のダウンサイジングですが、他の自治体では新庁舎整備の必要性を見極めるため出勤率を4割に下げるなど、施設規模の小型化を検討する動きがございます。

9ページをごらん願います。人口減少や脱炭素化への対応、多様な働き方ができる環境の整備が進むなど、社会経済情勢の変化についても考慮していきます。

2、岩手県の今後の財政見通しですが、中期財政見通しにおいて、本県の財政状況は一層厳しさを増す見込みですが、持続可能な行財政運営も考慮していきます。

10ページをごらん願います。ここまで御説明してきました県庁舎の現状や課題、社会経済状況との変化を踏まえ、中長期的な観点からの県庁舎のあるべき姿を整理したものでございます。①、安全・安心な庁舎では、防災拠点として必要な耐震性能を満たすことや、災害時の危機管理機能を確保すること、既存不適格を可能な限り解消すること。

②、環境に配慮した長寿命な庁舎では、環境負荷低減のためのエネルギー消費量の削減や定期的な保守点検、計画的な設備更新等の長寿命化を図ること。

③、機能的・効率的な庁舎では、人口減少やDX、働き方の見直しなどを踏まえたコンパクトな庁舎規模や効率的な執務環境の検討。

④、誰にも親しまれる利用しやすい庁舎では、ユニバーサルデザインに配慮すること、立地エリアのまちづくりに向けて関係機関と連携していくこと、これらについてあるべき姿として整理しております。

11ページをごらん願います。県庁舎の位置の考え方については、他県の例を参考に考慮すべき事項を整理しております。交通アクセス、他の官公署との関係については、地方自治法の規定に基づき、住民の利便性を考慮する必要があります。また、災害時に迅速かつ機動的に対応できるよう、災害等による影響が少なく幹線道路にアクセスしやすいこと、県有地の有効活用により用地取得費の抑制についても考慮する必要があります。

②、県庁舎の設置場所の比較ですが、内丸地区とそれ以外の地区とで考慮すべき事項の比較を行っています。内丸地区は、現在の県庁舎敷地を活用できること、交通アクセスがよいこと、近隣に他の官公署が多く配置されていること、洪水、浸水の危険性が低いなど、設置に適している項目が多くあります。

12ページをごらん願います。内丸地区には、複数の県有施設がございますが、このうち盛岡地区合同庁舎は執務室の確保において県庁舎を補完する役割を果たしているほか、県

民会館や公会堂の会議室などを使用しております。

③、その他考慮すべき事項ですが、現在の県庁舎立地エリアは建築制限を受けることから、必要面積を確保できない場合は他の県有施設の利用も検討していく必要があります。また、盛岡市では、(仮称)内丸プランを策定することとしていますが、社会経済活動の中心地としての役割が期待される中で、県も同プランに参画しており、今後も盛岡市や関係機関と連携しながら、検討を行っていきます。

13 ページをごらん願います。(3)、議会棟のあり方ですが、本県の延べ床面積は約 5,500 平米ですが、議員会館の約 2,400 平米と合わせますと、青森県と同程度の面積となっております。

③、議会施設のあり方ですが、県議会基本条例に基づき、議会活動や議員活動、県民に開かれた議会として求められる役割や機能を整備しており、検討に当たって考慮する必要があります。

14 ページをごらん願います。比較検討パターンについて、9 月定例会では案の 1 から 3 までの案を御説明したところですが、今回新たに案の 4 として移転建てかえする案を追加したところがございます。

15 ページから 24 ページまでは、9 月定例会の資料と同じ内容ですので、説明は省略いたします。

少し飛びまして、25 ページをごらん願います。知事局棟と議会棟を移転し、一体化して建てかえる案です。庁舎規模は、建築制限を受けないものと想定し、必要面積の最大値である 8 万 1,000 平米としております。費用は、用地取得費の 35.7 億円を含め、最大で 645.2 億円が見込まれます。工事期間は約 9 年で、用地取得が必要な場合は事業期間がさらに数年程度延びることが見込まれます。特記事項としましては、県有地以外の場合は、用地取得が必要となること、30 年以後の建てかえが不要となること、面積の増で既存不適格や庁舎内の執務室の改修ができること、工事期間中の仮事務所の設置が不要であることなどが挙げられます。

26 ページをごらん願います。比較検討パターンを一覧にまとめたものでございます。移転建てかえのパターンを新たに追加し、赤枠で囲っております。

27 ページをごらん願います。県庁舎の改修、建てかえは、いずれの場合も多額の財政負担を伴うことから、持続可能な行財政運営にも資するよう中長期の財政負担のシミュレーションを行っているところでございます。1、試算条件ですが、移転建てかえのパターンを除く改修と建てかえのそれぞれの整備の最大値を基に、一般財源負担額を比較したものでございます。改修の場合の整備費は 203 億円で、県債の利払い費と交付税措置額を加算減算した後の一般財源の負担額は 191 億円と見込まれます。一方で、現地建てかえする場合の整備費は 581 億円で、県債の利払い費を含めた負担額は 656 億円と見込まれます。

2、試算結果ですが、右の折れ線グラフは、整備の着手から県債償還終了時までの単年度の負担額を示したものでございます。工事期間中のピーク時 3 カ年の負担額は、改修で

38 億円、建てかえで 135 億円、後年度の県債償還額はそれぞれ毎年度 6 億円、19 億円と見込まれ、25 年程度の財政負担が継続する見込みでございます。

3、改修をした場合の積立てでございますけれども、仮に改修工事を行う場合は 30 年後の建てかえに備えて必要な財源を確保していく必要があります。積み立ての目安としては、建てかえ工事の着手から完成までの一般財源負担額である 145 億円が見込まれます。これに必要な財源を捻出する必要があります。今後、比較検討パターンごとに試算を行っていきますが、改修や建てかえ後に生じる改修費用、維持管理費等のライフサイクルコストにも考慮しながら、比較検討を進めていきたいと考えております。

最後に、資料の 3 ページにお戻りいただきます。5 の今後のスケジュールでございますけれども、まずは県庁舎のあり方報告書の素案の取りまとめに向け、有識者懇談会を開催していくほか、県民や県議会の皆様からの御意見もいただくこととしており、できる限り早期に取りまとめを行っていききたいと考えております。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○山田地域交通課長 岩手県地域公共交通計画（案）の概要について御説明を申し上げます。

お手元の資料、岩手県地域公共交通計画（案）の概要についてをごらん願います。まず、1、岩手県地域公共交通計画についてであります。12 月の委員会におきましても御説明いたしました。本県の地域公共交通は人口減少に加えまして、新型コロナウイルス感染症による利用者減少からの回復のおくれ、燃料費高騰、運転士不足の深刻化などにより、その維持、確保に懸念が生じております。このような状況を踏まえまして、今年度末で期間が終了する岩手県地域公共交通網形成計画の次の計画となる岩手県地域公共交通計画を策定しようとするものです。これまでに法定協議会や広域振興圏ごとの地域別部会を開催いたしまして、国、市町村、交通事業者、利用者代表、学識経験者などから意見をいただきながら、計画の検討作業を行ってまいりましたが、12 月の議会やパブリックコメントの意見も踏まえ、先日 3 月 8 日に開催いたしました第 4 回の法定協議会におきまして全会一致で修正を加えた計画案を承認いただきましたので、御報告をさせていただきます。

次に、2、計画（案）の概要についてであります。計画期間は令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間、計画区域は県全域と現行計画と同様としております。また、基本方針ですが、1 で申し上げた現状や、さまざまな課題を踏まえ、箱囲みに記載の①から③までの三つの基本方針と基本方針実現に向けた五つの目標としてまとめ、目指すべき将来像として復興や人口減少、社会情勢の変化を踏まえ、広大な県土の移動を実現する持続可能な交通体系の構築を掲げたところであり、これにつきましては 12 月の当委員会でも御説明したとおりでございます。

資料の 2 枚目をごらんください。3、12 月定例会総務委員会での報告内容からの主な修正点についてでございます。計画の指標の一つである三セク鉄道、バスの 1 人当たりの年間利用回数につきまして、令和 10 年度に 16.8 回としておりました目標値を、いわて県民計

画（2019～2028）第2期アクションプランの令和8年度の目標値であります16.5回を維持する設定に見直しております。これは、12月の委員会におきまして、実現可能な目標設定となっているのか、実態に合った目標や計画にするべきではないかとの意見をいただいていたことから、法定協議会におきまして委員から意見を伺ったところ、主なバス事業者から公共交通を維持するというならば、目標値は高くとも、コロナ禍前水準に向けて関係者一丸となって努力していく計画とすべきとの意見がありました。その一方で、目標である以上、高く掲げるべきだとは思いますが、令和元年度前の水準を超え利用者数をさらにふやしていくのは難しいのではないかという意見もあったところでございます。これらの意見を踏まえまして、関係者が連携し、路線の維持確保や運転士確保、公共交通スマートチャレンジ月間などの施策に取り組むとともに、他分野とも連携して取り組むことにより、持続可能な地域公共交通の維持確保や県民の公共交通の利用促進を図っていくこととし、アクションプランの令和8年度までにコロナ禍から回復させる目標値である16.5回からさらにふやしていくこととしていた目標を、維持する目標とするしたところでございます。

また、地域公共交通に対する県民の意識醸成、関心のさらなる向上を図るために、公共交通スマートチャレンジ月間の参加企業や実施機会の拡大等にあわせまして、効果的な周知をすることを新たに盛り込んでおります。これにつきましては、12月の委員会におきまして、公共交通スマートチャレンジ月間が全県的な運動となるように取り組んでいただきたいという御意見をいただいたことや、パブリックコメントにおきましても、公共交通スマートチャレンジ月間の認知度向上や利点などの周知により、利用促進につなげるべきだとの意見があったことから追加をしたものでございます。

なお、12月の委員会におきまして、パブリックコメントにつきましてしっかり行うようにとの意見があったことを踏まえまして、県庁、各広域振興局への資料配架、県ホームページや報道機関への発表などの従来の方法に加えまして、さらに市町村のホームページやPTA連合会、老人クラブ連合会、商工団体などにも周知依頼を行ったところでございます。

次に、4、策定スケジュールについてであります。上から2行目になりますけれども、本日計画について御説明をさせていただきました後、月末までに計画を策定して4月から計画を開始したいと考えております。県といたしましては、この計画に基づき、着実に事業を実施しながら、地域公共交通の維持確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で御説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○千葉伝委員 岩手県地域公共交通計画案について、前回12月に、実際にこの計画どおり本当にやれるのかと質問させていただきました。実際に事業者、法定協議会等で検討した結果として、前回の計画の16.8から16.5に下がっています。かなり協議したのだろうと思っておりますが、まだ本当にいいかと少し疑問があるところであり、その部分をもう少し詳しくお話ししていただきたいと思ひます。

○山田地域交通課長 バス事業者からも、このところにつきましては、高い目標値であることは認識しているとお話があったところでございます。ただ、地域公共交通を守っていくためには、そのような目標をしっかりと立てて、関係者一丸となって取り組んでいくべきだと御意見がありました。他分野との連携や、先ほど申しあげました公共交通スマートチャレンジ月間といった意識醸成の部分につきまして、さらなる取り組みの強化を推進していきながら、関係者一丸となって公共交通を維持確保していきたいと考えております。

○千葉伝委員 将来的な人口減少を迎える状況の中で、この計画の目標ですから、あくまでも目標は目標だということかもしれませんが、できる限りその目標を達成するような施策を展開していかなければだめだろうと思います。

前回のものからかなり検討してもらったということで、是としたいと思いますが、いずれしっかりと計画に基づいた格好で取り組んでいただきたいと、そのことだけです。

○高橋はじめ委員 私から大きく2点お尋ねします。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。議案第28号でも2年間、期限延長ということでした。新型コロナウイルス感染症対策の自治体の財源として地方創生臨時交付金が交付されてきましたけれども、総務省から事業の効果、検証を求められていると承知していますが、今現在どのようになっているのか。

○加藤政策企画課総括課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、交付金の制度要綱におきましては、地方公共団体は実施計画に基づき臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果をインターネット等の利用により公表するものとなっているところでございます。本県におきましては、要綱を踏まえまして、事業実施の翌年度の11月に効果を含め実施状況という形でまとめて、県のホームページに公開しているところでございます。

○高橋はじめ委員 私の資料で古いかもしれませんが、国から18兆3,260億円という大変高額な予算が配られて全国で進められてきたわけですが。新型コロナウイルス感染症によるさまざまな問題があつて、それに対する使い勝手のいい形の資金ということで、各自治体に予算が配分されてきたのですけれども、その中身をいろいろ精査していく、本当にそれが有効であったのかどうかということを含めて検証すべきだし、さまざまな問題点も含めて、今後どう生かしていくかも大事ではないかと思っております。

交付金による主な事業とその効果検証の内容、あわせて効果検証をどのような組織体でやられたのか。

○加藤政策企画課総括課長 交付金の効果についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は国の経済対策で措置されるものでございまして、交付金全体の効果につきましては国の経済対策の柱などを踏まえまして、例えば中小企業等の融資や家賃補助などを実施し、雇用の維持と事業の継続が図られたといった全体的な形で、金銭的な形で柱ごとに取りまとめております。また、これとは別に、交付金を活用した個別の事業につきましては、事務事業評価において評価しておりまして、評価に当たりまし



ては成果を測定し課題を検証することで、次の改善策の検討につながる流れで行っております。

このうち主な事業を申し上げますと、県内企業のテレワーク導入を支援する、いわて働き方改革加速化推進事業費、テレワーク導入推進事業費補助ですが、働き方改革推進運動参加事業者数を成果指標としまして、その成果を踏まえて次年度、統合、拡充の方向性を打ち出したところでございます。このほか成果指標は設けなくて、定性的な評価を行うその他事業がございますが、こちらでは地域企業経営継続支援事業費補助、いわゆる家賃補助で、令和2年度の事業になりますが、開店しているがなかなか来客が少ないことで事業者が苦しんでいた状況を踏まえ、国に先駆けて創設しまして、実績で8,000件弱と、県内の中小事業者のかなりの部分をカバーできたのではないかとこのことです。

これらの効果検証について、どのような組織体で行っているかでございますが、冒頭申し上げました実施状況のほかの検証につきましては、事業目的、事業内容においてアンケート調査、その他適切な方法により効果を測定する形でと総務省から事務連絡が出ておりました。これを踏まえまして、令和2年度は147事業141億円と、相当な数、規模であり、なかなかアンケートは難しいところもございますので、先ほど申し上げた経営の経済対策の柱ごとにまとめたものを、県内各界各層の有識者で構成されております総合計画審議会にお出ししまして意見を聴取した上で、実施状況を公表しております。

また、先ほど個別の事業については、事務事業評価を実施していると申し上げましたが、事務事業評価におきましては政策評価レポートの一部に取りまとめる形で政策評価専門委員会にごらんいただいた上で、議会に報告する形で対応しているところでございます。

○千葉秀幸委員長 答弁は、簡潔にお願いいたします。

○高橋はじめ委員 県内の自治体での検証、公表はどうなっているか、もしわかるようであれば。

○中村参事兼市町村課総括課長 県内の市町村の事務評価検証でございますけれども、基本的には県の分を皆さんに説明しており、市町村においては市町村の議会や、市町村内部でいろいろ検証されて公表されているものと承知しております。

○高橋はじめ委員 県内の33市町村の進捗状況を聞いたのですが、ここはもう既にやっているし、ここはまだだという、その辺はまだ把握はされておられませんか。

○千葉地域企画監兼ふるさと振興監 県内各市町村の事業の効果検証についてですけれども、一部市町村でまだ公表できていないところがございますので、国から今年度内に評価、公表するようにと連絡が来ておりますので、3月末までには公表されるものと認識しております。

○高橋はじめ委員 全ての自治体でしっかりとその効果も検証されて、次に向けたさまざまな施策に生かしていかなければならないというのが一つと、やはり使い勝手のいい事業である反面、何でも使われたと全国にはいろいろ事例がありますので、その辺については説明責任も問われてくることがあります。しっかりと状況を把握しておくべきではないかと

思って質問させていただきました。

それでは、二つ目に市町村財政の現状についてであります。令和4年度の市町村財政は、どのようになっているのか、現状と課題について、知り得る中でお伺いしたいと思います。

○中村参事兼市町村課総括課長 令和4年度の市町村財政の現状と課題等についてでございますけれども、県内市町村の歳入決算額につきましては、企業の設備投資などに伴い、地方税が増加した一方、臨時財政対策債発行額の減少などにより前年度比226億円余減の7,885億円余となっております。決算額につきましては、子育て世帯や住民税非課税世帯への臨時給付、特別給付など、新型コロナウイルス感染症対応関連の扶助費の減少などによりまして前年度比182億円余減の7,583億円余となっております。この決算におきましては、社会保障費などの経常的な経費の増加に加え、新型コロナウイルス感染症への対応や、復旧復興事業の完了に伴う財源の精算等に基金を取り崩して対応したことによりまして、基金残高の減少や単年度収支の赤字が生じている状況でございます。ただ、全ての市町村におきましては、実質公債費比率等の健全化判断比率において早期健全化基準を下回っておりまして、おおむね健全な財政運営を続けていると認識しております。

県といたしましては、引き続き、経常的な経費の増加や、将来見込まれる公共施設等の更新経費などによる市町村財政への影響を把握し、将来を見据えた適正な財政運営が行われるよう助言してまいります。

○高橋はじめ委員 公共施設の老朽化は県だけではなくて、市町村も、例えば上下水道も含めてかなり老朽化したところを新たに整備していかなければならないという課題が今あります。道路、橋梁等、社会インフラの更新について、更新計画も市町村単位でつくられていると思っておりますけれども、問題は財政や、計画に基づいて順調に進めていくのだと、その辺についても、いろいろ心配されるところであろうと思っておりますが、その辺についてはどのように認識されておりますか。

○中村参事兼市町村課総括課長 公共施設の更新等の取り組み状況の把握についてでございますけれども、当課におきましては、いわて市町村行財政コンサルティングの一環といたしまして、毎年度、全市町村に対して財政見直しヒアリングを実施し、当面の財政運営や財政指標の見直しに加えまして、公共施設の更新など、今後の財政運営に影響が大きい事業の見込みなども聞き取りしております。また、国におきましても、公共施設等総合管理計画の策定や、道路、橋梁、学校施設、上下水道の管路、管渠などの施設類型ごとに老朽化の比率などを掲載した財政分析に関する資料の作成も求めているところでございます。県におきましては、こうした資料からも、市町村の公共施設の更新等の状況を把握しているところでございます。今申し上げました財政見直しヒアリング、あるいは国の公表資料において把握している限りにおきましては、当面の間は県内市町村ではおおむね健全な財政運営が継続されるものと認識しております。

○高橋はじめ委員 財政規模がだんだん縮小している中であって、これからさきの公共投資のあり方も長期の財政見直しをしながら、いろいろ考えていかなければならない両面性

があるわけです。過度な公共投資は県としてもある面では、これは少し過度な投資ではないかと助言をしていく必要がある気がするのですけれども、さまざまな施策、例えば再生エネルギーの導入も、これは今もう少し検討すべきではないかとか、いろいろ助言の方法等もあるような気がします。1点だけではなくて、さまざまな必要な公共投資のところを掘り下げて、現状と、少し先でこういう技術も開発されている、あるいはこのやり方は新しく変わってきているという情報も県として提供していく必要があるのではないかと、いろいろ計画が出てきた段階で情報提供の部分で、県がこれから先もやはりサポートを続けていかなければと思っています。私がいろいろ聞いていたところ、これは少し過度な設備投資ではないかと思う事業もあったりしました。

それから、人口減の中、起債による大型事業の取り組みはより慎重でなければならないと。計画段階で費用対効果の検証も含めて、県としてどういう形で関与できるのか、今私が言った情報提供だけ、こうしたほうがいいのではないかという技術的なアドバイスだけなのか、いやこれは計画そのものを見直ししたほうがいいのではないかというところまで踏み込めるのかどうか、その辺はいかがですか。

○中村参事兼市町村課総括課長 高橋はじめ委員御指摘のとおり、大型事業への計画段階でのある程度の助言は、必要な部分と思っております。私どもといたしましては、将来の財政運営に大きな影響を与える可能性がある部分、こちらにつきましては行財政コンサルティングにおける、先ほど言いました財政見直しヒアリングで財政運営の見直しを確認しながら、有利な起債や適切な基金の運用など財政運営の部分については助言しております。それぞれの事業計画等の実施や費用対効果の検証においては、基本的には事業の実施主体の市町村で行うべきものと考えておまして、事業の規模や内容を含めて、住民ニーズや市町村議会で計画の説明をしながら、意見をいただいて判断すべきものと考えております。

○高橋はじめ委員 基本的には、市町村で議論して事業を進めるわけですがけれども、情報が少なければ判断が少しおくれたり、もう少し待てばもっといい費用対効果でステップアップできるのだというところもあると思いますので、ぜひそういう分野でのアドバイスもお願いできればと思っています。

それから、メインバンクについて、市町村はどのような機関を活用しているのか、その辺について。

○中村参事兼市町村課総括課長 メインバンク、各市町村の指定金融機関についてでございますけれども、令和3年4月1日現在で、普通銀行が26団体、信用金庫が1団体、農業協同組合が6団体となっております。

○高橋はじめ委員 メインバンク、指定金融機関をお尋ねした理由は、普通銀行であればしっかりと経営の判断もできるだろうという思いをしております。農協の指定金融機関において、普通の指定金融機関であれば厳しい融資に対する監査も働いているように私は感じますがけれども、どうも農協になりますと少しそのところの気持ちのところが無理がきくというか、そういうところもあるようにも感じるのです。だから、例えば起債が多過ぎる

のではないかと、先ほどの将来の負担比率ということありましたけれども、そこに対する判断が少し甘くなってしまいかねないという思いもしております、危惧をしておりますが、その辺については今のところは問題ないでしょうか。

○中村参事兼市町村課総括課長 指定金融機関といいますのは、基本的には公金を扱っているという部分でございまして、起債の部分でどの程度関与しているかは、私どもでは把握はしていませんので、当課といたしましては、対応する起債等につきましては、適債性などを確認いたしまして、国、県で同意しております。あとはそれをどの金融機関にお願いするかという部分も含めて対応しているものでございまして、なかなか個別の農協がどうだとかという話までは把握はしておりません。

○高橋はじめ委員 市町村の財政破綻は、北海道で一度ありましたけれども、これから先、人口減少によって財源が先細りしていく中において、公共工事も先ほど言ったインフラ整備をどんどんやっていかなければならない。取捨選択をしながら、いろいろやれるところをやっていく、ここは我慢しなければならぬというところもあるのかもしれませんが、今の時点で早く手がけたほうが良いと無理な起債を起こしてやっていくことはあってはならないような気がします。その辺を含めて市町村財政についてはこれから先も少し注意を払って、無理がいかないようにしていただければと思っています。ぜひその辺をよろしくお願いいたします。

○佐々木朋和委員 まず元気なコミュニティ特選団体について伺いたいと思います。

県では、いわて県民計画（2019～2028）の中に、居住環境、コミュニティを柱の一つとして入れ込んでございまして、今までは市町村の分野であったと思われるコミュニティーについても、岩手県の固有の強みだとコミュニティー活動を応援してきていただいていると認識をしております。

一方で、コロナ禍があり、また物価高騰等によってコミュニティー活動についても、継続が大変だという声も聞いておりました。現在も毎年元気なコミュニティ特選団体を選出してふやしておりますけれども、現状継続をしているもの、あるいは継続が不可能になっているものを含めて、実態について把握をなされているのか伺いたいと思います。

○千葉地域企画監兼ふるさと振興監 元気なコミュニティ特選団体の現状についてでございますけれども、特選団体は平成24年度から認定してございまして、毎年市町村に活動状況を確認しております。現在、活動中の元気なコミュニティの特選団体は、234団体となっております。また、これまでに認定した特選団体のうち、会員の高齢化やコロナ禍の影響等によりまして活動休止や解散を行った団体は11団体と把握しております。

○佐々木朋和委員 私の地元でもコミュニティ特選団体の前に、コミュニティ100選で認定をされておりました、たまご湯という自治会で温泉を運営をしている取り組みがこの3月で閉鎖をするという報道がございました。大変残念だと思いつつ、今県では、こういった岩手県の強みを活用しよう、発信をしようという取り組みは多くあります。例えば地域の伝統的な踊りや伝統芸能、ニューヨーク・タイムズ紙でも取り上げられた盛岡市を

初めとした各地域のまち並みや固有のお店が魅力的だと、発信や活用はするのですが、今この人口減少社会においては、維持をしていくことが一番重要ではないかと思っております。

コミュニティ特選団体に話は戻りますけれども、こういったものについて発信をする、あるいは活用をしてさまざま人口減少対策や移住、定住につなげようという取り組みの前に、維持についても手を差し伸べていくべきではないかと思うのですが、その所感を伺いたいと思います。

**○千葉地域企画監兼ふるさと振興監** 地域コミュニティの支援につきましては、まず身近な市町村におきまして、地域づくり団体の活動に対する補助などを通じまして、地域コミュニティの活性化に取り組んでいるところでございます。県でも、もちろん市町村と連携しながら、コミュニティの支援はやっていきたいと考えておりまして、例えば本年度であれば活力ある小集落プロジェクトでアクティブシニアを活用したコミュニティづくりの推進や、そのほかにも地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する地域運営組織の形成支援、地域おこし協力隊など地域の担い手となる人材の育成支援、それから地域づくりの人材の確保につながる特定地域づくり事業協同組合の設立支援にも取り組んでいるものです。引き続き市町村と連携しながら、コミュニティの支援について取り組んでまいりたいと考えております。

**○佐々木朋和委員** ぜひそういった維持についても目を向けて施策を組んでいただきたいと思えますし、今地域おこし協力隊のお話もありましたけれども、地域おこし協力隊を受け入れようと思っても、受け入れる団体そのものが受け入れる力が必要なだけでも、なかなか受け入れられないという状況も出てきておりますので、ぜひともその点についても御配慮をいただきたいと思えます。

その中で、地域おこし協力隊ですけれども、令和5年度、岩手県としても取り組んでいただきまして、市町村への派遣ではなくて県としての派遣も進めていただいております。令和5年度の状況と、令和6年度の予定についてお伺いをしたいと思います。

**○山本特命参事兼地域振興課長** 県の地域おこし協力隊につきましては、令和5年度、4名の採用予定に対しまして、2名を採用したところです。残りの2名に対しましては、これまでに3名の応募がありまして、採用に向けて、先週、今週と面接等を行っている段階です。令和6年度におきましては、この4名につきましては、既に採用している2名は三陸ジオパークにおける調査普及啓発活動、残りの2名は三陸観光への観光入り込み客数増加に向けた企画調整や、移住、定住ポータルサイトにおける情報発信などの活動に取り組んでいただくこととしております。

**○佐々木朋和委員** 今のお話ですと、今年度募集をして、来年度から活動をしていただくという認識でよろしいでしょうか。

**○山本特命参事兼地域振興課長** 三陸ジオパークの2名におきましては、令和5年12月、それから令和6年1月に1名ずつ既に着任いただいております。残りの2名につき

ましては、現在採用の途中でありますので、4月以降の採用になると思っております。

○佐々木朋和委員 今手続中の2名の活動テーマが決まっていれば、お知らせいただきたいのと、令和6年度に新たに募集をされる部分があればお示しをいただきたいと思っております。

○山本特命参事兼地域振興課長 先ほども御答弁申し上げましたけれども、残る2名につきましては、1名は観光地域づくり推進員として三陸地域を中心とした観光の業務に従事していただきます。

もう1名につきましては、岩手県移住コーディネーターとして、移住、定住の活動、特に市町村の移住コーディネーターなどと連携をした活動に取り組んでいただく予定としております。

三陸ジオパークの2名と今申し上げた2名を合わせまして、令和6年度につきましては4名で活動いただくことと予定しております。

○佐々木朋和委員 では、令和6年度に新たに募集をする方はいない、令和6年度に募集をかけて、令和7年度からといった方も含めて予定はないということですか。

○山本特命参事兼地域振興課長 令和6年度に、令和7年度の採用に向けて新たに募集をする予算については計上しておりません。

○佐々木朋和委員 県として独自に地域おこし協力隊を募集されるということで、継続して募集をしていくのかと思ったのですが、令和6年度に募集をされないのは、何か意図があるのかということなのか。もともと令和5年度に募集をして、しばらくは様子を見ようという形だったのか、この点について伺いたします。

○山本特命参事兼地域振興課長 県知事が委嘱する地域おこし協力隊ですので、市町村の区域を越えて活動する必要もございまして。そういったことから、まずは4名でスタートしたものでございまして、任期が3年ありますので、この方たちの活動などを見極めながら、検討してまいりたいと考えておりました。

○佐々木朋和委員 せっかくスタートしたので、少し残念な思いもいたします。例えば先ほど御紹介をした元気なコミュニティ特選団体のフォローアップにも活躍いただければと思いましたので、ぜひ御検討をいただきたいと思っております。

もう一つ、広域振興局についてです。令和6年度から地域経営推進費が拡充されまして、各広域振興局の事業がそれぞれ独自性を持って拡大されると認識をしておりますけれども、自由にとっても何か枠があるのか、どういった事業について取り組んでいいものなのかお知らせをいただきたいですし、決定についての市町村との連携や決定時期、また効果検証についてもどのようにしていくのか伺いたしたいと思います。

○千葉地域企画監兼ふるさと振興監 地域経営推進費の事業の制限ですけれども、まず国や県のほかの補助制度の対象となる事業については対象外となります。それから、原則として4年を超えずと継続する事業についても、対象外としております。また、補助対象経費の、職員の人件費や常時かかってくる経費については対象外としているところがございます。

事業の決定の仕方でございますけれども、各広域振興局の経営企画部で、県事業については広域振興局の各部から募集しておりますし、市町村事業については市町村から募集をしまして、事業内容などについてしっかりとヒアリングを行いながら、内容を精査した上で広域振興局内で協議して決定しております。決定時期につきましては、今ちょうどいろいろ市町村と調整しているところでございます、補助の内示等の手続等は年度が明けて4月以降になると考えております。

効果検証につきましては、それぞれ広域振興局で、市町村や県から上がってくる実績報告などを見ながら、評価しております。

○佐々木朋和委員 効果検証は、広域振興局ごとに評価をしているということですが、我々議員や県民に対して見える化というのはどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○熱海地域振興室長 広域振興局におきましては、地域経営推進費を含めましたほかの事業も、例えば地域協働会議のような会議体でもって広域振興局の事業を評価してもらっているシステムを導入しております。また、ホームページで効果について公表している振興局もございます。議員の皆様にもそういった場を通じまして、効果の検証を公表させていただいていると思っております。

○千葉秀幸委員長 佐々木朋和委員の質疑の途中でありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ハクセル美穂子委員 私からは、次世代育成支援及び女性活躍推進について質問をさせていただきます。

県では次世代育成支援や女性活躍推進については、県庁の職員の方々に対して鋭意いろいろ活動をしていただいて、また出先の警察の方々に関しましても、随分先進的な取り組みをして成果が上がってきていると、予算特別委員会の答弁の中でもそれは感じる事ができました。

県では、女性活躍推進のために、女性職員のワークスタイルモデル集を令和2年度につくられていて、ホームページにも載っていましたので、私もダウンロードして拝見をさせていただきました。これを見て、私も仕事と家庭を両立しながら、活動をさせていただいていますので、県庁の幹部の女性職員の方々も本当にいろいろ御苦労しながら、やってきているのだな、1人ではないのだなという感じがして、すごく助けられた気持ちになりました。こういったことを知っていくというのは本当に大切なことで、それが今の県庁の女性幹部職員が少しずつふえてきているところにつながっているのだと、私もすごく感銘を受けた次第であります。

このワークスタイルモデル集は令和2年に作成されたものですが、次年度で令和6年に

なるということで、やはり最近の社会情勢や、若い方々の考え方の変化がどんどん激しくなってきたので、ある一定程度で更新をしていく必要があると考えております。そういったところは、どのように今後考えていかれるのか。

それから、育休の普及をしている男性の、こういった実際の事例集のようなものもあることによって、さらに男性の職員の方々の働き方改革という部分にも寄与することになるのではないかと思うので、そういった取り組みについては何かされているのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○藤原職員育成課長 御紹介いただきました女性職員の活躍事例集でございますが、女性若手職員を対象としたキャリア形成に関する研修の中で、実際にモデル集に掲載した女性先輩職員による経験談や秘話であったりとか、若手職員の意見交換の場を設けるなど、事例の発信に努めているところではございますが、ハクセル美穂子委員からお話がありましたように、作成当時と比べて、職員に占める女性の比率や管理職の登用率は変わっており、環境や状況が変化しているところから、多様な活用事例の発信に取り組む必要があると考えております。そのため、ロールモデルとなり得る事例の収集に努めながら、現在の事例集のバージョンアップや、続編の作成なども含めまして、さらに取り組みについて検討していきたいと考えております。

また、お話のありました男性の育児休業につきまして、一般には公開しておりませんが、男性の体験談集を作成しております。その中には、育休を取っている期間の過ごし方や、子供とのかかわり方など、いかに育児休業を取るときに有効に、充実した内容で過ごしたかという先輩のお話を載せることによりまして、若手職員が育児休業を取るのが当たり前になる環境を今後ともつくってまいりたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 これからのバージョンアップについても、検討されているという御答弁をいただきました。

また、男性職員の事例集のようなものも内部ではつくっていらっしゃるということで、ただ個人情報などがあるので、公表はなかなか難しいということでもございました。

そのとおりだと思いますが、岩手県内の会社、民間の事業者の方々もいろいろ鋭意取り組んでいると思うのですけれども、総務、事務に人員がたくさんいないところ、特に中小企業、小規模や零細企業だと、実際にどういうことをやったら、会社の中でどういう波及効果が出るのかと考えが行き着かなくて困っている方も多いのではないかと思います。私もその一人なのですけれども、そういった方々に県庁ではこういう取り組みをして、育休取得促進にこれぐらいの成果が出ていると出していただくことで、こういう参考事例があるのだなど、それを同じように、またバージョンを変えながら、県内の企業さんが使っていただくという効果の側面もあると思います。ぜひ成果や、やっていることの発信については、工夫しながらやっていただけたらと考えております。その点について、もう一回お願いいたします。

○藤原職員育成課長 県の女性のワークスタイルモデル集につきましては、県のホームペ



ージに掲載しております、そのほかに県庁内の女性活躍推進本部会議を通じまして、全庁的に取り組みを共有しているところでございます。今後も本県の女性活躍推進に資するように、関係各部署と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** それでは、これからもぜひよろしくお願いいたします。

次に、岩手県庁内保育施設である、うちまる保育園の今の状況についてお聞きをしたいと思っております。設立されてから数年たっておりますけれども、少子化で、都市部ではないところでは入園児の数が減っていると言われていた中で、うちまる保育園はどういった状況かお聞きしたいと思います。

○**藤村総務事務センター所長** うちまる保育園の利用状況についてでございます。うちまる保育園は、地域型保育事業の認可保育所といたしまして令和3年度に開設したところでございます。開設当初は、定員を満たさない状況もあったものの、2年目以降は途中入所者もあり、おおむね定員を満たしており、令和6年3月1日現在では定員を全て満たしているところでございます。保護者からは、一人一人丁寧にしている、保護者とのコミュニケーションも積極的に取っているなどの意見をいただき、保育に関して高い評価をいただいているところでございます。

○**ハクセル美穂子委員** 枠が全部埋まっているということは、ニーズは一定程度あると成果として証明され本当によかったと思っております。

全体的に県内ではお子さんの数が減っていますけれども、そういった影響等はこのうちまる保育園にはあるのかどうかについて、いろいろと検証などされているのか、今後の課題も含めてもう一回お伺いしたいと思います。

○**藤村総務事務センター所長** 現時点では、職員数自体が少しずつ減っている状況で、少子化との関連までは分析しかねるところでございますが、課題といたしましては定員が充足される状況にある一方、年度途中の職員の利用希望がかなえられないことなどが挙げられるところでございます。今後も施設運営に対する課題の把握に努め、職員が安心して職務に専念できる職場環境を実現する施設として、安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** 利用定員が多い、定員を満たしているということは、年度途中の方は確かに入れませんし、私もいろいろこれまでお願いをして、まだできないでいますが、審議会の委員などにもお子さんがいる方が入って、そういった方々のお子さんをお預かりするような機能についても、中長期的には考えていく必要があるのではないかとお話をさせていただいておりますが、今の段階ではなかなか難しいことも今の答弁から感じました。

もう一つ、保育士の確保等々については、これも県内の課題として言われていますけれども、うちまる保育園としてはどういった状況なのか、また、課題があればその点についてもお伺いしたいと思います。

○**藤村総務事務センター所長** 保育士の確保についてでございますが、現時点では運営事業者から、保育士自体は想定される人員は充足している、多少の入れかえはあるようではございますが、きちんとした質の高い職員を確保できるように努めていると聞いておりま

す。

○**ハクセル美穂子委員** 順調にうちまる保育園が活用されていることを私も本当にありがたいと思いますし、うれしく思っております。これから県庁の職員を募集する際にも、これが重要なポイントになってくると思いますので、ぜひよい運営をこれからも続けていただきますようお願いして、終わりたいと思います。

○**岩渕誠委員** 私からは、きょうから始まった日銀の金融政策決定会合の影響についてお尋ねします。

あすにも金融政策正常化に向けて、マイナス金利から転換をされると言われております。これは、織り込み済みですので、課題はその後の為替、株、そして実際の程度のスピード感をもって金利を操作していくのが全体の大きなトレンドになると思いますが、差し当たって、恐らくゼロ金利くらいまでいくのでしょうかから、公債費にかかわる部分でどのような影響があると見込んでいるのか、お示しいただきたい。

○**佐藤財政課総括課長** 県では、岩渕誠委員御指摘の政策金利見直しの可能性を勘案し、令和6年度当初予算案において、例えば10年債の想定金利を前比0.4ポイント増となる約1.6%、公債管理特別会計の県債償還利子を前年度比6億円増となる69億円と見込むなど、金利上昇の影響を織り込んで予算編成を行っているところです。今後も金融政策の動向を注視しつつ、その影響を見極め適切な財政運営を行っていきたいと思っております。

○**岩渕誠委員** 見通してやったということは、さすがだなと思っております。ちなみに利子はどの程度で想定をしているのか。多分平成27年時には1%ふえて、平成29年時には1%を切るという形で運用をなされていて、このところずっと下がってきて、その半分以下に令和5年度はなっていましたけれども、令和6年度はどの程度になると算定していますか。

○**佐藤財政課総括課長** 利子については、5年債で約1.15、10年債で先ほど申しました1.6%と見込んでいまして、利子の総額としては69億円を見込んでいるものです。

○**岩渕誠委員** 毎年の元利償還金、公債費に関して言うと、平成26年前後からかなりピークになって1,300億円ぐらいがずっと続いて、ようやく令和4年になって1,000億を切ってきたところではありますが、900億円台で推移をしばらくしていただろうという見通しがある中で、金利は新年度で69億円、ことしは63億円ということですから、それなりの金額がかかってくることになっていきます。今まで発行した金利の償還についてはいいのですけれども、これからの部分についてはやはり影響を見込んでいかなければならないことになると思います。逆に言うと、さきほどの庁舎管理の金額も、当然膨らんでくるのだらうと認識をしております。

参考までに言いますと、これとは別に一時借入金は、県庁を回すために使っています。年間平均で大体40億円から50億円、一時借入で回しているということではありますが、今は金利がないのと一緒にという状況で、支払い利息が10万円いかないぐらいです。利率で言うと0.002%で運用しているということ、かなり指定金融機関には頑張ってもらって

るところなのですが、長期トレンドで言うと伸びていくと、私たちが学生のころはバブルですから6%ぐらいの利率がありました、これもかなり影響してくるということになれば、これは出納局の範囲になりますけれども、一時借り入れをできるだけ圧縮していく取り組みが必要だと思っておりますが、財政全体の中で今後いわゆる金利の上昇に対してどのような対策を打つか、まず聞かせてください。

○佐藤財政課総括課長 全体としては、まず金融政策決定会議の決定を注視するというものと、金利はどうしても上がっていくと想定されますので、そのリスクは見据えつつ財政運営をしていきたい。

○岩淵誠委員 岩手県の今の金利で言うと、かなり恵まれた時代ですから、ほとんど低利運用で問題はないと。問題があるのは、県有林に関係している政策金融公庫の6%が一部残っているという。これは、なかなか借りがえにに応じてもらえないというところで、かなり負担になっているのですけれども、それ以外はかなり低減化をしてきているので、これからの財政運営の中でいわゆる金利ハンドリングも含めて公債費の管理をしていくかは大きな問題になってくるのだらうと思います。

一方で、今トレンドになってきそうな、いわゆる債券市場、公共調達のある方としてグリーンボンドやブルーボンドの話で、一応市場公募債ということになってはいますが、これも当然利率が上がってくると。そして、これらは政策目的を持った市場公募債ですから、政策に賛同して債券を購入するという形での財政貢献はあると思うのですが、一方で金利がこれから上がってくると、あまりないと思うのですけれども、資産形成や金融の中で言うとプレミアムがつくかつかないかというところが問題になってきて、恐らく公共ですから、プレミアムをつけるということはなかなか厳しくなるのだらうなと思っています。

そうした場合に、グリーンボンド、ブルーボンドは市場公募債になっていて公募型でやっていますけれども、これはもう政策限定だから、私募債にするといった発行の仕方というのは研究の余地があるのだらうなど。要は、金利に左右されない政策目的、政策貢献というところで、銀行なり、例えば排出権取引の中でいろいろなことを考えているところとか、そういったところが需要はかえって出てくるかと思っています。その辺の研究というのは、今後どんな感じを考えておりますか。

○佐藤財政課総括課長 現在、提案されたことは行っていないのですが、そういったことも検討していかなければいけないと思います。

御紹介がありましたけれども、令和4年度から先行きが不透明な金融情勢の中でも安定的に資金調達ができるよう、全国型市場公募債を発行していることに加えて、令和5年度はグリーン、ブルーボンドを発行しているものです。

それから、金利が上がると、基金の運用といったものは逆に上がってきますから、歳入歳出両面やっていきたいと思っております。

○岩淵誠委員 市場公募債のあり方については、私募債も含めて、たしか去年、金融証券取引法が変わって私募債の取り扱いというのは割と明確化してきているので、ハードルは

少し高くなったかとも思っているのですけれども、ぜひ研究をして低廉な公共調達も研究をしていただきたいと思います。

金利の話とは別に、マイナス金利を解除する理由の一つは、賃金の上昇があります、物価の上昇にもつながるわけでありましてけれども。現状の予算の中で、特に大きな公共事業の入札で、どんどん資材が上がる、人件費がどんどん上がる中で、これは物価スライドを入れていますが、実際にはトータルの予算の中で、それは十分信用できるのかどうかをまずお聞きします。

○佐藤財政課総括課長 令和6年度の当初予算ですけれども、総額で言いますと実行予算ベースで900億を超えるということで、伸び率にすれば6%程度に伸ばしていますので、まずはその中でやりくりできると考えています。

○岩淵誠委員 シーリングをかけた割には公共事業費の伸びは物すごくあって、恐らく単価や人件費をかけて見据えたものだから900億円台になったのだろうと私は解釈したのですが、わかりました。実質的には前半で投入をした入札の残を見ながら、必要であれば款項の中で処理をして、そうでなければさらに9月補正できちんと対応して遅延なくやるという考えでよろしいですか。

○佐藤財政課総括課長 そのとおりです。

○岩淵誠委員 公共事業のあり方については、ある程度経済対策の側面もありますが、ただどんどん物価が上がってくる。例えば宮古商工高校は非常に高くなって、再入札をかけなければいけない。これから県南地域の工業高校についても相当な規模があるし、それ以外にも公共の建物をどうしていくか、今文部科学省でスポーツ施設や文化施設をどうするかという問題があって、新しい野球場も起債してやっているというのがあるわけでありましてけれども、いずれそういったところも含めて、いろいろな調達はしていただきたいなと思います。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の職員の皆様におかれましては、このたび人事異動により御退職、御異動される方が多くおられます。ここで御退職、御異動される皆様を代表して佐藤復興防災部長、熊谷ふるさと振興部長、山村人事委員会事務局長から一言お願いしたいと思います。

○佐藤復興防災部長 昭和61年の採用で、昭和、平成、令和と通算38年の勤務になりました。二戸、花巻の振興局勤務、それから本庁では保健福祉、財政、人事、県土整備、農林水産、本当にいろいろな経験をさせていただいたなと思っておりますが、やはり一番大きな出来事は2011年の3.11、東日本大震災津波だったと思っております。当時、私は盛岡競馬場に勤務をしておりましたが、盛岡の競馬場のあの山の上でも物すごい揺れでございましたので、これはもう間違いなく沿岸に津波が来るだろうと思っております。その後呆然とした思いでテレビ見ていた思い出がございます。東日本大震災津波の年に、

4月から人事課に参りまして、復興局の立ち上げに少しかかわり、その後県土整備部に移りまして、道路、防潮堤、港湾の復旧整備の關係に携わらせていただきました。その後は、市町村課、人事課に参りまして、市町村と県の復旧、復興に携わる応援職員の派遣要請で、全国行脚をした思い出があります。

平成29年からは、5年間、農林水産部の副部長、そして部長で引き続き漁港、防潮堤の復旧整備で現場にも何度も足を運ばせていただきました。本業であります本来の生産振興や消費拡大が新型コロナウイルス感染症の關係で思うようにできなかったのは、少し残念なところでございます。

昨年度から復興防災部に参りまして、被災地の復興、防災を担当させていただきました。御案内のとおり、ハードは閉伊川水門を残すだけとなりましたけれども、被災地、沿岸は内陸以上に人口減少が進んでおりますし、土地の利用もまだまだで空き地が目立つところもでございます。水産業も不漁でありますし、物価高等もありまして、なかなか地域經濟の回復までには至っておりませんし、こころのケアといった中長期的に取り組まなければならない課題も残っております。本当につらく苦しいこともございましたけれども、これまで上司、同僚、部下に恵まれまして、総じて楽しく仕事をさせていただいたと思っております。

管理職、特に部長になりまして、やはり一番気を遣って大変なのは、議会対応でございまして、本会議の答弁など本当に緊張の連続で、通告のない再質問、これが一番心臓に悪い状況でございます。

農林水産部の部長になりまして、議会デビューは、令和2年の6月議会でございました。一般質問の初日、千葉伝議員に御質問をいただきまして、新型コロナウイルス感染症の県内農林水産業への影響、畜産振興、種雄牛造成、全国和牛能力共進会、競馬場での罰金の再開と、たくさん1回目から質問いただき、さらに再質問も頂戴いたしまして、緊張しながら精いっぱい答弁したこと、改めて思い出しております。

本当に復興防災、農林水産とたくさんの御質問をいただきまして、時に厳しい質問、御指摘もいただきましたけれども、議会も執行部も目指すところは一緒に県勢発展、県民の幸福度向上だと思っております。委員の先生方には、本当に大変お世話になりました。ここで締めれば、本当はすごくおさまりがいいのでございますが、私はまだ21日、東日本大震災復興特別委員会が残っておりますので、ひとつお手柔らかにお願いしたいと思っております。大変ありがとうございました。（拍手）

**○熊谷ふるさと振興部長** 私も昭和61年4月に入庁、佐藤復興防災部長と同期でございます。高校も一緒なのですけれども、ずっと一緒に県庁生活を送らせていただきました。

これまで今のふるさと振興部を初めとしまして、医療局、総務部等々、さまざまな分野でさまざまな仕事をさせていただきました。今回、ことし60歳に達しましたので、一定の区切りを迎えることとしております。

一番の思い出は、佐藤復興防災部長とも重なるところがございますが、やはり私も東日本大震災津波です。平成23年に発災当初、私は当時予算調整課、今の財政課でございます

が、そこで予算の担当課長をしておりました。非常な揺れで、すぐさまこの建物を出ると予算調整課の職員に指示しまして、1階の駐車場に避難した記憶がございます。それからすぐ災害対策本部に入れと言われまして、当初の初期対応で何日か徹夜した後に、臨時補正で補正予算を組む作業等々に従事させていただいたところです。その年、通常の議会における予算編成に加えまして、毎月臨時補正を組んでおりました。今思い起こすと一番思い出になっておりますのは、国の財政措置がわからない状況のまま何千億という予算をとにかく打ち続けていた、毎月打っていたと。漁船や港湾など、さまざまでありましたが、それがすごく怖い。財源の裏づけがなく、これで岩手県は大丈夫なのだろうかという思いで毎月過ごしておりましたが、補正予算を打ち続ければ絶対国は救っていただけるのだと、そういう思いできちんと国に財源手当していただき、今があるのだと思っております。

そういった意味で、私が議会で、委員会で一番お世話になった年数が長いのは、この総務委員会でございます。議員の皆様には、時には温かい励ましの言葉を頂戴いたしました。それから、時には厳しく御指導も頂戴いたしました。おかげさまで、あと10日少しという日数になったところでございますが、最後の日まで緊張感を持って取り組んでまいりたいと思っております。

来年度からは、また別の立場から岩手県に恩返しをしてまいりたいと思っております。議員の皆様におかれましては、私も含めてであります。後輩の職員に対しまして引き続き御指導、御鞭撻をお願いできればと思っております。大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○山村人事委員会事務局長 ありがとうございます。私、今回初めて発言させていただきます。この1年間大変お世話になりました。人事委員会は、毎回というわけではございませんでしたが、大変お世話になりました。前の2人と同じ年なので、同じく退職するということでもあります。

私は、復興のとき商工労働観光部経営支援課にいたときに、私のふるさとでもある山田町で発生した問題がありまして、大変な議会のときに商工労働観光部の一員として対応させていただいたのが一番の思い出でございます。委員の皆様のお指導を受け、何とか務めることができたと思っております。大変お世話になりました。本当にありがとうございました。（拍手）

○千葉秀幸委員長 ありがとうございます。皆様の新天地での御活躍を祈念申し上げます。

それでは、執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等において御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思っております。調査事項については、「岩手県消防学校の運営状況等について」といたしたいと思っておりますが、これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については、当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、総務委員会の委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和6年度総務委員会調査計画（案）のとおり実施するものとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたします。本日はこれをもって散会いたします。